

練馬区薬剤師会における 後発医薬品の使用促進の取り組みについて

一般社団法人練馬区薬剤師会 理事
友光 成仁

1. 練馬区の概要

練馬区は、昭和22年8月1日に板橋区から分離独立し、23番目の特別区として誕生しました。「ねりま」という地名の由来には、関東ローム層の赤土をねったところを「ねり場」とした、また、石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった事、奈良時代、武蔵国に「乗瀦（のりぬま）」という宿駅があった、そして、中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といったなど諸説があり、定説はありません。

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接しています。面積は48.08 km²で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形であり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さです。

人口・世帯数は、住民基本台帳によると令和元年10月1日現在738,432人、377,234世帯で、現在も緩やかな増加傾向で、23区別に見ると、人口は世田谷区の約916,000人に次いで2番目となっています。

また、練馬区の高齢化率は令和元年10月1日現在22.2%で、東京都の高齢化率23.3%（9月15日現在）より僅かに下回っています。

2. 練馬区薬剤師会について

練馬区薬剤師会は、昭和63年に社団法人として設立し、平成24年に一般社団法人として認可された薬剤師の職能団体で、令和元年11月1日現在、会員薬局数209件、会員数290名が所属しています。

本会は、日本薬剤師会並びに東京都内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師としての倫理及び薬学の向上と共



一般社団法人 練馬区薬剤師会
医薬品情報管理センター

に地域社会の薬事衛生と公衆衛生に貢献することにより地域社会の福祉の増進を図ることを目的とし、この目標を達成する為に、社保・生涯教育委員会、在宅医療・介護連携委員会、防災委員会、地域保健支援相談委員会、薬学教育委員会、休日夜間委員会の6つの常置委員会が中心となり、医薬品情報管理センター及び休日・夜間薬局の運営に関する事業の実施、医師会・歯科医師会また他の団体、練馬区行政とも連携を図りながら多岐にわたる事業を行っています。

3. 練馬区薬剤師会のジェネリック医薬品使用促進への取り組み

練馬区薬剤師会では多岐にわたる事業を行っておりますが、その中でジェネリック医薬品使用促進への取り組みがありますので、いくつかご紹介いたします。

① 区民への啓発活動

例年当会では練馬区の各地域で健康フェアを開催し、また区内最大級のお祭りである「練馬まつり」にて他の医療系各団体とともに薬剤会としてブースを構え、健康相談・健康おみくじクイズ・災害への備え・血管年齢測定など色々な催しを行っています。

その中で、年々増大する医療費の抑制のためにジェネリック医薬品について冊子等を活用し、区民の方々が理解を深め、安心して使用していただけるように、医薬品の専門家としてわかりやすく説明し啓発を行っています。



練馬まつり



画像：全国健康保険協会提供

② 練馬区休日夜間薬局事業

練馬区では一次救急医療機関として、練馬区役所の施設内に練馬区夜間救急こどもクリニックが平日・土曜の夜間と日曜・祝日・年末年始は午前から夜間にかけて診療し、練馬休日急患診療所が土曜の夜間と日曜・祝日・年末年始は午前から夜間にかけて診療しており、また石神井庁舎では石神井休日急患診療所が土曜の夜間と日曜・祝日・年末年始は午前から夜間にかけて診療しており、どの診療所でも練馬区医師会の医師が輪番で勤務をしています。

そこで、練馬区薬剤師会では平成7年5月より、練馬区と協定を結び「練馬区休日・夜間薬局」を開局、平成20年5月に「石神井休日夜間薬局」を開局し、会員の薬剤師30数名が輪番で勤務をしています。薬局の特性上、採用品目は少数で200数十品目、勤務医も様々な為先発医薬品を採用していましたが、平成29年6月の閣議決定において、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を

80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められた事や、一般名処方が普及してきた背景もあり、医師会と薬剤師会と行政とで検討を重ね、今年度よりジェネリック医薬品の使用を開始しました。令和元年11月1日現在、直近3ヶ月の使用割合は約80%となっております。



練馬区休日・夜間薬局 外観



練馬区休日・夜間薬局

③ランニングストック方式による災害用備蓄医薬品の点検・管理事業

練馬区では医療救護所に災害用備蓄医薬品が常に保管されており、いつでも安心・安全に医薬品が使用できるよう、期限・温度・衛生環境等が薬剤師により担保されておりますので、その内容のご紹介もさせていただきます。

練馬区では阪神・淡路大震災を期に地域防災について三師会と協議を開始し、平成8年3月に「災害時の医療救護活動についての協定書」を締結しました。その後、医療救護所に災害用の備蓄医薬品を設置されたのですが、備蓄してある医薬品は温度・湿度・衛生等が劣悪な環境に保管され、期限切れの医薬品等も存在していた事から、実際に災害が起こった際、区民が安心安全に医薬品を使用できるよう、且つ少しでも無駄な税金を減らせるようにと、練馬区薬剤師会は、平成24年1月から「医療救護所流通備蓄医薬品の保管管理」を練馬区から委託されました。事業の内容としては、練馬区薬剤師会の理事や防災委員会の委員を中心に、半年に一度医療救護所へ訪問し、新しく購入した医薬品と備蓄してある医薬品を入れ替え、LOT・期限・衛生環境・保管状況等の確認を行い、入れ替え終えた期限の古い医薬品は練馬区薬剤師会医薬品情報管理センターの医療用医薬品等分譲業務で会員の薬局に購入の協力をしてもらい運用しております（ランニングストック方式）。また、保管状況に関しては薬剤師としての意見を行政に伝え、今では温度管理のできる保管庫が設置されている状況です。ただ、こちらも先発医薬品の備蓄を行っていましたが、練馬区内のジェネリック医薬品の使用促進が進んでいることもあり、ランニングストックの先発医薬品を購入に協力できる薬局数が減ってきている状況です。

そこで、昨年度の練馬区災害医療運営連絡会で医師会・歯科医師会・薬剤師会・行政と協議を重ね、災害用備蓄医薬品をジェネリック医薬品へ順次変更する事の上承が得られました。そして今年度は、



災害用備蓄医薬品 入れ替え作業



会員薬局へ災害用備蓄医薬品のジェネリック医薬品使用状況調査のアンケートを実施している所です。

以上のように練馬区薬剤師会では、区民へのジェネリック医薬品啓発活動だけでなく、行政協力事業として、実際に医薬品を処方する医師会や歯科医師会の先生方にジェネリック医薬品を使用していただく機会を少しでも提供することで、ジェネリック医薬品に対する理解を深めていただきその使用促進を進めていきたいと考えています。